

第5次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針 素案（概要）

1 取組指針の趣旨

犯罪被害者やその家族・遺族が直面している困難な状況を踏まえ、犯罪被害者等基本法の理念の下、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れのない支援を講ずるため、県としての取組を行う上での指針となる「第5次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」を策定し、施策を総合的かつ計画的に実施するものです。

2 取組指針の性格、期間等

（1）性格

岡山県犯罪被害者等支援条例第8条に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本方針や具体的施策を定めるもの

（2）期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

（3）推進体制

- ・国、地方公共団体、犯罪被害者支援団体等と連携・協力しながら、支援に関する施策を推進する。
- ・府内部局が相互に連携を図りながら施策を推進する。
- ・犯罪被害者支援団体からの意見を聴取し、適切に施策に反映させる。

3 基本方針

- （1）犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。
- （2）犯罪被害者等の置かれている個々の事情に応じて適切に施策が行われること。
- （3）必要な支援等が途切れることなく行われること。
- （4）施策の策定・実施は、県民の総意を形成しながら適切に行われること。

4 重点課題と主な施策

（1）重点課題

- 第1 損害回復・経済的支援等への取組
- 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- 第3 刑事手続への関与拡充への取組
- 第4 支援等のための体制整備への取組
- 第5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(2) 主な施策

【重点課題 第1】損害回復・経済的支援等への取組

- ・犯罪被害者等見舞金給付制度の運用
- ・県・警察・市町村等の支援情報の提供

【重点課題 第2】精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ・警察部内カウンセラー等による犯罪被害者等へのカウンセリングの充実

【重点課題 第3】刑事手続への関与拡充への取組

- ・捜査に関する適切な情報提供

【重点課題 第4】支援等のための体制整備への取組

- ・多機関ワンストップサービス体制の効果的な運用【新規】
- ・「被害者手帳」の作成・交付及び支援経過の「カルテ化」の実施【新規】

【重点課題 第5】県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・各種強化期間を中心とした多角的な広報啓発